

第 1 3 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

開催日 : 平成16年 4月15日

場 所 : 昭和町農村環境改善センター

第13回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成16年4月15日(木)午後2時～4時45分
2. 場 所 昭和町農村環境改善センター
3. 出席した委員等
- | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|--|
| 会 長 | 石 川 光 男 | | | |
| 第1号委員 | 千 田 鐵太郎 | 小 玉 久 男 | | |
| 第2号委員 | 後 藤 一 志 | 堀 井 克 見 | 千 田 正 英 | |
| | 赤 平 末次郎 | 小 林 友 明 | 大 澤 一 義 | |
| | 門 間 英 也 | 佐 藤 正 信 | 伊 藤 栄 悦 | |
| 第3号委員 | 佐々木 吉 男 | 三 浦 トシ子 | 鈴 木 久米雄 | |
| | 館 岡 哲 | 淡 路 徹 | 南 都 武 男 | |
| | 伊 藤 義 弘 | 小 玉 喜久子 | 鈴 木 政 亞 | |
| 第4号委員 | 三 浦 貞 一 | | | |
4. 出席した幹事等
- | | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|--|
| 幹 事 長 | 佐々木 嘉 一 | | | |
| 副 幹 事 長 | 渡 邊 毅 | 間 杉 作 朗 | | |
| 幹 事 | 高 橋 利 雄 | 大 越 宏 | 鈴 木 司 | |
| | 門 間 鋼 悦 | 伊 藤 賢 志 | | |
| | 澄 利 行 | 千 種 肇 | | |
| 教 育 長 | 保 坂 廣治郎 | 小 林 洋 | 菊 地 紘 | |
| 専門部会長 | 伊 藤 正 | 宮 田 隆 悦 | 児 玉 俊 幸 | |
| | 山 口 義 光 | 鎌 田 洋 一 | 小 林 健 一 | |
| | 肥田野 耕 二 | 菅 原 徳 志 | | |
| 事 務 局 | 幸 村 公 明 | 渡 辺 雅 人 | 菅 原 龍太郎 | |
| | 村 山 久 尚 | 他7名 | | |
| 新市建設計画検討委員会 | 佐々木 吉 和 | 加 藤 金一郎 | 鎌 田 善 信 | |

6. 協 議 案 件

(1) 報 告

- ・報告第16号 新市建設計画(案)について

(2) 協 議

- ・協議第15号《継続協議》議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- ・協議第16号《継続協議》農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
- ・協議第48号《継続協議》納税関係事業の取扱いについて
- ・協議第55号 保育園・幼稚園事業の取扱いについて
- ・協議第56号 学校教育関係事業の取扱いについて
- ・協議第57号 年末年始の休日の取扱いについて
- ・協議第58号 新市建設計画について

7. 次回開催日について

【協議内容】

司 会（事務局長 幸村）

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。只今から、第13回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。

はじめに、本協議会第4号委員でありました山口前秋田地域振興局長が退職され、新たに三浦貞一秋田地域振興局長が就任されましたので、三浦様に委嘱状の交付を行います。三浦様はその場でご起立下さい。

〔委嘱状の交付〕

司 会（事務局長 幸村）

以上をもちまして、新委員の紹介と委嘱状の交付を終わります。

次に、会長であります石川天王町長から、挨拶を申し上げます。

会 長（石川天王町長）

委員の皆さん、傍聴者の皆さん、今日は大変ご苦労様でした。さて、前回の第12回協議会では新市の名称を潟上市とすることを決めました。平安初期に、3町を含む一帯が方上と呼ばれていたことに由来する新市の名称が、住民間にも色々な場面で話題になっているようで、それだけインパクトが強く、このことがまた合併への関心を高めている状況にあります。私自身も会長として、基本項目の1つである名称が1回の提案で決まったことでほっとしていることと同時に、今後の協議に弾みがつくものと期待もしているところであります。今後もあらゆる機会を通じて、新市名称の潟上が住民間になじみ、親しまれるよう進めていきたいと考えております。本日は、新しい協議項目として新市建設計画案について提案をしております。地域住民のより良い暮らしを念頭に、3町の総合発展計画や、その他施策等を基本にしてこれまでのまちづくりを引き継ぎ発展させて、3町一体化した新しい将来のまちづくりを構築していく作業は、それぞれ大変なご苦労があったことと思います。本日は佐々木委員長、加藤副委員長、鎌田副委員長にご出席を頂いております。この場を借りて、改めて心から敬意を表しますと共に感謝とお礼を申し上げます。また、継続協議となっております、議会議員の定数及び任期の取扱いに関する協議事項については、前回12回協議会におきまして、住民代表の統一合意案が示されましたが、もう少し時間をかけて調整することとしております。拙速は避けるべきとの考えはこれまで述べてきたとおりであります。より前向きな意見を交わしながら、協議の前進を図って参りたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。これらを含め、本日の協議案件としては、7件を上程しております。よろしくご協議を賜りますようお願いし、挨拶を終わります。

司 会（事務局長 幸村）

ここで、出席委員数の報告をさせていただきます。本日は21名の委員の皆様の出席を賜っておりまして、規約第10条第1項の規定により、本会議が成立したことをご報告致します。

また、委員の皆様にお願ひでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成するため録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

会 長（石川天王町長）

直ちに、会議録署名委員の指名を致します。本日の会議録署名委員は、会議運営規程に基づき、昭和町の赤平末次郎委員と昭和町の小林友明委員を指名致しますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、5番の新市名称応募に係る記念品贈呈者の抽選についてですが、事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

抽選を行う前に、委員の皆様を確認して頂きたいことがございます。資料の2ページをお願い致します。はじめに、記念品についてでございますが、名付け親賞1名に5万円の旅行券でございます。また、優秀賞は9名の方に5千円の図書券でございます。2の名付け親賞、優秀賞の決定方法についてでございますが、下の方に要項の抜粋を載せてございます。新市の名称の募集要項の第6条、記念品贈呈については、賞品の贈呈対象者は新市の名称として採用された名称を応募した者とする。なお、該当する者が複数の場合は、抽選により決定するものとする。資料の上の方に戻りますが、2の名付け親賞、優秀賞の決定方法について、名付け親賞は、新市の名称として選ばれた潟上市の応募者の中から抽選して1名を決定し、抽選は第13回合併協議会、本日の合併協議会において行うものであります。新市の名称として選ばれた潟上市と応募した方が10名いらっしゃいました。抽選方法は、3ページにあります、潟上市応募者一覧の番号。番号は応募用紙到着順となっておりますが、この番号を使用し、回転式の抽選器により会長が抽選し1名を決定致します。次に、優秀賞は名付け親賞の抽選に漏れた応募者9名の方、全員に優秀賞を贈呈するというのでございます。3の各賞の贈呈時期についてでございますが、第14回合併協議会、5月20日に天王町福祉センターで行われます、次回合併協議会において名付け親賞の贈呈を行い、優秀賞については贈呈対象者に後日、事務局が贈呈するというものであります。4の名付け親賞、優秀賞受賞者の公表についてでございますが、5月1日発行の協議会だより、協議会ホームページ、各町広報により、受賞者の氏名と町名のみを公表するものでございます。以上についてよろしくお願い致します。

会 長（石川天王町長）

新市名称応募に係る、記念品贈呈者の抽選方法等について事務局から説明がありましたが、新市の名称として選ばれた潟上市の応募者の中から、名付け親賞の抽選を本日行い決定致したいと思っております。この内容でよろしければ、さっそく抽選を行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

異議なしということですので、事務局で準備をして下さい。

説明者（事務局長 幸村）

只今から、抽選作業を始めます。始めに、正副会長から番号をご確認して頂きます。1番から10番まであります。なお、6番、9番については、点がついている方が下として取り扱います。それでは1番から10番まで抽選器に入れて下さい。

説明者（事務局長 幸村）

それでは、会長から抽選をお願いします。

会 長（石川天王町長）

2番です。

説明者（事務局長 幸村）

2番だそうです。それでは、只今から抽選の結果をご報告致します。抽選された番号は2番でしたので、3ページにあります資料番号2番の、昭和町にお住まいの門間光夫さんが名付け親賞に決定されました。次に、優秀賞の方をご報告致します。3ページについている番号順にご紹介致します。昭和町の佐藤義久さん、天王町の海山弘次郎さん、昭和町の徳原津喜子さん、昭和町の佐々木初恵さん、昭和町の畠山忠さん、昭和町の畠山常子さん、昭和町の畠山健一さん、昭和町の藤原博子さん、昭和町的小林友明さんの、以上9名の方と決まりました。以上です。

会 長（石川天王町長）

各賞の贈呈については、先ほど事務局から説明がありましたように、5月20日に天王町福祉センターで行われる次回合併協議会の席上で名付け親賞の贈呈を行い、優秀賞は後日、事務局から贈呈するという形で進めさせていただきます。

次に、平成16年度事業計画に基づくスケジュールについてですが、事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

それでは、資料の4ページをお願い致します。平成16年度事業計画に基づくスケジュールであります。3月26日の合併協議会において、平成16年度の事業計画をご確認して頂きましたが、この度は事業毎の大体のスケジュールをお知らせするものであります。まず、合併協定項目については毎月合併協議会を開催致しまして、協議、確認をして頂いているところであります。7月までに53項目すべての協定項目を確認して頂き、8月上旬には合併協定書の調印、8月下旬には各町の議会での合併関連議案の議決を計画しております。合併関連議案を議決して頂きますと、県知事に合併申請書を送付、県では国に協議致しまして、国からの回答があり次第県議会に提案致します。県議会で議決致しますと、国へ合併の届出を行います。国ではその内容により告示が行われ、合併の効力が発生することとなります。また、市町村建設計画については、本日合併協議会にご提案させていただきますが、県事業との関連もありまして、並行して県との建設計画内協議も開始して参ります。合併協議会で建設計画を確認して頂きますと、県と正式協議を行います。新市建設計画の決定へととなります。以上について、よろしくお願い致します。事業計画に基づくスケジュールについては以上で説明を終わります。

会 長（石川天王町長）

只今説明のありました、平成16年度事業計画に基づくスケジュールについて、ご質問ございますか。

淡路委員（昭和町）

昭和の淡路です。建設計画案をまとめられた委員の皆さんに、まずは感謝を申し上げたいと思います。そこで、今事務局から説明がありました建設計画の住民への説明会が、このスケジュールでいきますと7月の後半に設定されております。いわゆる、建設計画を決定してから住民説明会を開くというのは、住民の色々な意向がある訳だと思います。その意向をただ聞くのみの説明会では、やはり潟上市の新しい市が出来上がるためにも、もう少し建設計画に住民説明会の意見を反映できるようなスケジュールの組み方が、好ましいのではないのかなというふうに感じます。ぜひとも、住民自治の確立をこれから強化し、住民参加型の行政運営を求められる新市でありますので、住民説明会を協議会と並行して進めるような形のスケジュールをぜひ考えて頂けないものかなというふうに感じます。従いまして、4月ないしは5月、住民説明会を並行して開催して頂きながら、仮に住民間の説明会の中で意見が出たものも、この法定協議会の場に事務局からでも提案して頂ければ、より充実した建設計画が成立して行くのではないかなと思いますが、会長、そこら辺のところを事務局の方へお願い出来ませんか。

会 長（石川天王町長）

今、住民の説明会を並行してやったらどうですかというような淡路委員の意見ですね。これについて事務局にこのことを答弁させますが、それと同時にご意見がありましたら。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないですか。基本的にはですね、この新市建設計画の委員を委嘱した時点で、いわゆる3町のアンケートを十分参酌しながらこの建設計画案に盛り込んでいるということは、その前にご理解して頂きたいと思えます。

説明者（事務局長補佐 村山）

それでは、淡路委員さんのご質問にお答え致します。平成15年8月27日に、協議第13号で新市建設計画の策定方針をご確認頂いております。その中の内容では、新市建設計画を確認してから住民説明会をやるという形で説明しておりましたので、その間に住民の意見を拝聴するという事で、今会長も言いましたけれども、アンケート調査、それから新市建設検討委員会という形で住民の意見はそれから取り込むという事で事務局の方では考えておりました。

会 長（石川天王町長）

いいですか。

淡路委員（昭和町）

よろしいでしょうか。せっかく各町で住民説明会が開催する訳でありますから、いわゆる決定事項を説明するという事よりは、今私達の手元にきておりますのでこれをせっかくの機会である住民説明会に、やはりその都度出来るだけ早く行政の方から説明をし、そしてその中の意見をもぜひ事務局としては取り込みながら、法定協議会の中で建設計画を確定してはいかかかという考えであります。

会 長（石川天王町長）

この新市建設計画案は、例えば、10年間で昭和町の道路はどこどこをやるとか、そういうような具体のものが無い訳ですよ。大まかなことをその枠組みで、それで建設検討委員会も6人ずつ住民代表の意見を聞くということで委嘱して、これが成案になったということのご理解を踏まえて頂ければありがたいと思います。いいですか。

堀井委員（天王町）

天王町の堀井と申します。例えば、新市の建設計画についての議論をされた訳ではありますが、私共は以前にも申し上げておりますが、行政というのは生き物でありまして、常に変化が出てくる訳であります。ですからこの建設計画というのはあくまでも決定ではなくて計画でありますから、その時々に対応出来るような姿をむしろ保っていくというのが、私はむしろ大切なことではないかと思えます。当然、3万6千人の意見を拝聴しながら計画を組むということが前提になる訳でありますけれども、今後も柔軟性のある行政執行が出来るという形の中でスタートをきるというのが、私はむしろ必要ではないかなというふうに思えます。それはさて置きまして、今一つ質問したいのは、今日ここに事業計画に基づくスケジュールという形でありまして、不確定要素がある訳ではありますが、順を追って見ていきますと11月中から12月前には告示されるというふうに記されております。実質的にここまでできると、いつになって3町が実際に新市としてのスタートを切るのかということが、それぞれの町民の一大関心事であります。ですから、恐らく1年を切っていることは間違いない訳でありますから、裏づけがあってこれだけのスケジュールを提示頂いた訳でありますので、むしろそこを限りなく私共が確認できる、このスケジュールというものを今日確認したいものだなというふうに思えます。これを見ますと、もう年内には新市がスタートするのかなと。平成17年3月31日以内ということで確認しておりますから、以前になっても不思議はない訳でありまして、その点を提案されました会長か副会長を含めて、さらに具体的な提示というものをこの際頂ければありがたいと思えます。これは議会の在任特例等にも深く関わりを持ってくる問題でありますから、改めてご提示を頂ければありがたいと思えます。以上であります。

会 長（石川天王町長）

今の天王の堀井さんの質問ですが、この法定協議会では3月31日まで合併をします。これは確認済みですね。それで、基本5項目のうちでこの合併期日というものがもう一つ残っておりますので、これがいみじくも堀井委員がおっしゃったことだと思います。それでこれは、この後法定協議会の協議題として提出しなければならない議題でもありますので、近いうちにいつまで合併するかというようなこと

を提案しなければならないと、こう考えております。

堀井委員（天王町）

会長、わかったようでちょっとわかりません。はっきり申し上げまして。それはなぜかと申しますと、今各議会等においても3点セットがほぼお互いに確認を致しました。そして残りは議会の議員の身分ということで、それぞれの議会の中で今もんでかなりの方向が出てきていますが、やはりそこら辺をきちんとしていかないと、それぞれの町の議会においても逆算をしたスケジュールというものもありますので、むしろ、ちょっと言葉が過ぎますけれども曖昧にしておくのはいかがなものかなと。はっきりとそこで照準を定めていくのだと。そうすると否応なしに、各町の議会においても責任ある議会の見識をきっと示して頂けるということに、期待をつなげることができるのではなからうかなというふうに思います。従いまして、いつの時点でなるのか、近いうちにというふうな会長のお話でありましたけれども、限りなく早めにそれを提示して頂いて、それに向かってやはり一致結束して合併に向けて進んでいくと。今一度気持ちの締め直しをするべきではなからうかなというふうに思います。

会 長（石川天王町長）

まず、副会長に相談しないで会長としての私見を述べますが、私の考えは議員の任期と在任期間がけりをつけた時点の次の会にでも、2月に合併するか1月に合併するか3月に合併するかというようなことの具体の提案をしたいと思っております。

後は、他にはないでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようですので、次に報告第16号新市建設計画（案）についてですが、この件に関しましては、平成15年8月27日の第3回合併協議会において確認頂きました、新市建設計画策定方針に基づき、平成15年10月27日に新市建設計画検討委員会を設置し、18名の委員の皆さんから、新市のまちづくりの基本となる主要な施策、事業等について、検討、協議頂いて参りました。検討結果につきまして、検討委員会の佐々木吉和委員長からご報告をお願い致します。

説明者（新市建設計画検討委員会委員長 佐々木吉和）

どうもこんにちは、佐々木でございます。新市建設計画検討委員会は、昨年10月27日が第1回でございますが、各町6名からなりましてスタート致しました。新市建設計画は、合併後の新市のまちづくりの基本となるものであることから、3町の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、地域の均衡ある発展に資するよう配慮し、委員のあらゆる観点からの意見調整を踏まえ、慎重に検討を進めて参りました。新市の将来像である、生き生き36000の夢づくり、一人ひとりが輝く、ひとと環境に優しい田園都市の実現をめざし、地域住民のためよりよいまちづくりが進められることを望み、新市建設計画を提出致します。ちょうど丸5ヶ月位、月1回位の平均で計画の検討を進めました。事務局から、かなり広範の資料でございますのでほとんど3時間4時間、びっしり夕暮れになるときまでやったときもありまして、私は18名の委員の熱心さに本当に感服致しました。各委員もそれぞれの自分の持ち分というのですか、得意の分野があるのですが、それを越えた様々の本音の意見が出まして、議事録にも録って頂いていますが、本当に実のある18名の熱心な討議があったことをまずご報告しておきたいと思っております。報告書はかなり広範にわたっていますので、特色というかキャッチコピーも含めて基本案からはずれてはいたませんが、本当に広範になっているものですから、少しイメージするところが十二分に組み込めたかというか、そのキャッチコピーも含めて色々あった訳ではありますが、一応骨子の部分にちなんでほぼまとめたということでございます。それと、それ以外に様々な意見が出ましたの

で、数点書ききれていない部分だけ少し口頭で報告しておきたいと思います。その一つは、合併後の一体感の醸成でございます。これまでも様々なことがある訳であります、合併後は何が何でもプラス思考で、行政サイドからも、そしてまた住民サイドからも特にソフト部分のことを踏まえて、本音交流をいかに早い期間に3町の住民レベルで進められるか。そしてこの進めることが、やはり新市の新しい方向付けも含めて様々な計画を実現していくための、やはり一番大事なのはまさしく心の合併といいますが、そういうことを醸成していくことが最重要課題だろうということが意見から出ました。2点目は、長期的視点に立った施策の応援をお願いしたいということで、どうしても建設事業等、特例債も含めて10年来の計画であった訳であります、例えばこれから様々な財政のことも考えると、住民サイドも自分で出来ることは自分でやると。行政に期待しないで、地域住民でやるこれまでの様々な行政コストを自分達で負担して、自らやれることは自らやった方がいいじゃないかということが、各委員から今後の新市について言えばそういうことも大変大事ではないかと。さらに反対では、これまで5ヶ月で5回ということで、十二分に内容等も含めてやり切れたとは思っていませんが、しかしそれぞれ18人の思いは大変ございまして、様々これだけ勉強してもご提言申し上げても、この後これらはどれだけ実現出来るのかと。先程堀井さんの話の中にもちょっとあったのですが、委員の皆さんには何とかそういうもの、今日報告申し上げたことを少しでも今後、チェックすると言うのは生意気な言い方なのですが、そういう機会に新市の計画その他の審議会等がありますれば、せめてこの中からでも1、2名ご登用頂ければその熱意あった様々な意見も垣間お話できるのではないかとということもちょっとありました。それからその他のことで、産業論の中でも様々な雇用も含めてこの時代にこの地方で、どういう雇用創出の産業が組み立て出来るかということが実はかなりお話が出ました。それらの背景を短時間で申し上げることは出来ませんが、いずれ国会でくしくも緑景観三法という美しい国土づくり、美しい地域づくりというものが国の法律の下によいよ官も民も越えて作るような時代が来ようとしておりますので、この地域に関して言えば住居主体、またまさしく田園都市を標榜しているそういう形からすれば、それらもかなり需要の話として形作っていったらいいのかなと、こんな話が出ておりました。長くなるといけません、いずれ5回ということで18名の皆さんは本当に熱く将来の新市を語り、そしてまさしく夢を実現できるようにされる立場で一生懸命頑張ろうという、熱い思いがあったことをお伝えしてご報告致します。ありがとうございました。

会 長（石川天王町長）

ありがとうございました。佐々木委員長を始め、委員の皆様のご労苦に対して、この場をお借りして改めて敬意を表しますと共に感謝とお礼を申し上げます。それでは、報告第16号については報告事項でございますのでこれで終わります。

続いて、協議に入ります。協議第15号議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長補佐 菅原）

9ページをお願い致します。協議第15号は継続協議となっております、議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

この協議第15号については、色々なご意見がありまして継続協議となっておりますが、この事についてご意見等ありましたらお願いします。

小林委員（昭和町）

昭和町の小林です。この問題については、大分継続、継続で時間がかかっている訳ですが、それだけに

問題が複雑、多岐にわたっていることは事実であります。そして天王町の議会の集約を初めとして、それぞれの立場でそれぞれ主張していることがたくさんございます。議会代表もそうですし、また住民代表の方々からも様々な意見が出されております。それを調整するといいますか、まとめることは至難の業でございますが、ここで1つ提案をしたいと思いますが、委員の中にはそれぞれの立場というものがございまして、それぞれの主張がなされているというのも事実ですので、この際、会長であります天王町の町長、副会長であります昭和町長、飯田川町長で小委員会でもつくりながら調整案を作成して頂ければありがたいというふうに思います。その調整案をこの協議会にもう一度提示して頂いて私共のたたき台にさせて頂ければありがたい、こう思っておりますがいかがでしょうか。

会 長（石川天王町長）

今、昭和町の小林委員からそれぞれの意見があるということで、正副会長ではなくて3人の町長に調整案を出して欲しいと。たたき台として。こういうご意見であります。これについて別の考えがあったら、それぞれの考えを出して頂ければありがたいと思います。

小林委員（昭和町）

少し付け加えますが、出来れば今日中の決着を見れば大変理想的なことです。それで各町に持ち帰りをしないように3町長で休憩を挟みながらでも結構ですので、今までの経緯など全部正副会長はご存じですので、それを踏まえながら調整案を作って頂ければありがたいと思います。本当に難儀をかけて、大変な問題を投げかけますけどもひとつよろしくお願いしたいと思います。

会 長（石川天王町長）

今日中に、持ち帰りをしないで調整案を出して欲しいと。これは昭和町全体の考えでいいですか。議会としてですか。

赤平委員（昭和町）

町にこだわらないで下さい。

南都委員（昭和町）

前回、住民代表の意見ということで代表の方から話して頂いた訳ですけども、私共も住民代表、何回か協議をしていますが、その中でやはり意見を戦わせては、なかなか決まりにくいだろうということでありますので、我々も小林議員の話した内容でお願いしたいと強く感じます。特に今日決めてほしいということで強く要望します。よろしく申し上げます。

会 長（石川天王町長）

他にありませんか。

門間委員（飯田川町）

先程小林委員から継続、継続とこの問題は継続できましたけれども、私からお願いでありますけれども、1つの案として正副会長から調整的な案を出して頂きたい。そして今日中に決定して頂きたいということでもありますけども、まずもう1度検討させて頂きたいと思います。お願いします。

堀井委員（天王町）

それぞれのご意見がおありのようですが、今まで継続、継続ということでご心配をかけておりますという背景がございます。ただ議会代表の委員、町民代表の委員、そして各町長ということで構成されております協議会であります。確かに理解できる場所もありますが、白紙をもって3人町長に一任するというものは、今のこの段階ではいかなるものかと思えます。もう少し議会代表委員と町民代表委員がやや対立の構図ができつつありますけれども、これも乗り切ることのできない状態まではきてないとは思っていますので、もう少し双方の本音のところを出し合うという機会を経ながら3町長に委ねると

いうのは結構かと思いますが、この段階で小林委員のおっしゃるところ、白紙と言っているのか、また事前協議をしながらと言っているのか分かりませんが、白紙でもって一任をし、今日この場で決着というのやはり早いのかなという気がします。ただ双方の事前協議を経ながら3町長にお任せをするというのであればまた、考えようがありますけども、無条件の一任というのであれば賛成しかねます。

小林委員（昭和町）

私は先程、たたき台の調整案をつくってほしいという願いをしたわけです。それをこの協議会に出してもらってそれを基に検討していくということを話しております。だから白紙一任ではありません。3町長の調整案をこの法定協議会でもみながら、あるいはそれがそのまま了承される場合もあるだろうし、またそれが認められない場合もあるでしょう。しかし、今までの経緯など、あるいはその背景など全部ご存じの3町長ですから、それぞれの立場も充分参酌しながら調整案を作ってほしいという願いを込めて提案した訳であります。ですから堀井さんの危惧されるのも分かりますが、そういう意味の発言ですのでご理解頂ければと思います。

堀井委員（天王町）

よく分かりました。その点において充分理解できました。併せて町民の代表の委員の皆様も私共のこの考えにご賛同頂いて、調整案の一任をするということを全会一致をもって委ねることが出来れば、さらに幸いであろうというふうに思いますので町民代表の方々の意見も確認して頂きたいと思います。

会 長（石川天王町長）

私が言おうとしたことを堀井さんに言われてしまいました。どうですか。

〔賛成の声〕

会 長（石川天王町長）

賛成ですか。では暫時休憩にします。

暫時休憩（ 1 4 : 4 2 ）

会議再開（ 1 5 : 0 2 ）

会 長（石川天王町長）

それでは、只今から協議会を再開致します。先程のたたき台であります。今3人の町長で慎重審議、たたき台の結論が出ました。結果、定数は22人、在任期間は11ヶ月のたたき台であります。このことについてご意見をお伺いします。

赤平委員（昭和町）

意見はございません。

会 長（石川天王町長）

昭和町は異議なしですか。天王町はどうですか。

堀井委員（天王町）

天王町も異議ありません。

会 長（石川天王町長）

飯田川さんはどうですか。

佐藤委員（飯田川町）

今、会長から定数22人、在任期間11ヶ月という案が提示されました。この案でもしたたたき台が決まるとすれば、この案を私共はもう一回持ち帰りたいと思いますので、その点をご理解頂きたいと思えます。

鈴木委員（天王町）

住民代表で若干意見調整したいので暫時休憩していただきたい。

鈴木委員（飯田川町）

飯田川の鈴木です。今回の合併につきましては、従前に経費の節減につながるということを我々住民に説明しております。それで経費節減するために在任期間を速やかにという言葉を使ってお願いしたわけですが、速やかの中には11ヶ月という言葉は入っておりません。ですから只今、鈴木委員（天王町）が言ったようにもう一度休憩して頂いて考えさせてほしいと思います。

会 長（石川天王町長）

休憩の声がありますので、暫時休憩します。

暫時休憩（15：05）

会議再開（15：17）

会 長（石川天王町長）

協議会を再開致します。調整案のことについてご意見を伺いたいと思います。

鈴木委員（天王町）

天王の鈴木でございます。只今、3町長に出して頂いた調整案ではありますが、私共当初から住民代表としての意見を申し上げたときは全員一致の考えを申し上げた経緯があります。今の出された提案を検討して、まず22人の定数については譲って合意しましょうということになりました。特例の在任期間の速やかという言葉の中には、直ちという意味も含めての速やかでありまして、最大譲歩して6ヶ月という考え方に到達しましたので、その点ご理解のほどお願い申し上げたいということでご報告に変えます。

会 長（石川天王町長）

その他にないでしょうか。確認ですが、前回住民代表の文章には、速やかに、直ちにでしたけれども、6ヶ月というのはなかった訳です。それで今6ヶ月が出てきたということで、今我々3人で調整案を出したとき、我々の考えでは6ヶ月だったというようなご意見ですな。

鈴木委員（天王町）

調整案が出たので6ヶ月と具体的になった訳であります。

会 長（石川天王町長）

我々は、先程も申し上げましたけれども調整案ということで3人の知恵を絞った訳ですけども、これについては昭和の議会代表の方々は調整案でオッケーだと。それで今住民代表が6ヶ月だということなのですが、そうすれば我々の調整案というのはどのような立場になるのか。調整案ですからプラス、マイナスはあるでしょうけれども、こちら辺の考え方についてはもっと議論を高める必要があるのではないか。

赤平委員（昭和町）

私は発言をしてなかったけども、3町の議員の方たちで色々打合せをしていました。そのときは議員の意向として、住民代表の方たちの話も分らないから定数を24、在任特例を1年ということで結論を出しております。なお、この数字を持っていながら、先程の調整案の定数22、期間11ヶ月をのんだ訳ですから、そういうことも踏まえて今一度、3町長から調整をお願いしたいと思っておりますけども。いかがですか。

会 長（石川天王町長）

今一度調整ということですが、その他にないでしょうか。

堀井委員（天王町）

3町長の調整案に対して、住民代表の方々が在任特例期間に対しさらに厳しい案を再提示した訳ですが、元のもくあみになりますけれども、前々回のときに在任特例というものは何のために存在するのかということ、論理立てて皆様に提案した経緯があります。これは、特例法をもっても一会計年度はやはり、ときの議員というのは建設計画を見ながら一会計年度をフォローすべきだと。それによって滞りなく新自治体の発展が期されていくのだという法律の精神を元にして私共が提案をし、お願いをした経緯がございます。ですからただやみくもに6ヶ月と言いますし、また財政財政と言いますけども、長いスパンで見ますと確かに、財政とは1円たりとも公金であり貴重な財源でありますけども、今このようにみんなで知恵を出し合って、新市をつくるために英知を結集している。そして建設計画を今完成させようとするその状況の中で、お互いにやはり町民代表の皆様も私共議会代表の意図するところを理解して頂かないと。私共最初は、在任特例期間は1年半、一会計年度プラスアルファ。これはきちんと法律の中で記載されておりますので、そういうことを論拠にして申し上げた経緯がございます。尚かつまた圧縮という形になってきますと、私共は代表委員としてここに来てはいますけども、親議会の果たして承認が得られるのかという不安を抱かざるを得ません。その結果永遠と5点セットの中の2点が決まらないとなった場合において、果たして今新市に新しくスタートをきろうとしているときにそれがプラスになるのだろうか。どうか一つ総合的な判断の中で調整するなり、町長が調整するのか、住民代表の皆さんが調整するのか、私共議員代表が調整案を持ち出すのかわかりませんが、今一度考えて頂いてご理解頂きたい。これが私共のお願いであります。ぜひお願い致します。

会 長（石川天王町長）

昭和の赤平議長さんからは再度調整という案と、天王の堀井委員からは調整案を認めてほしい、こういう意見ですが、その他にないでしょうか。

後藤委員（天王町）

天王の後藤です。昭和の赤平議長さんがおっしゃいましたように、調整案をもう一度町長さんたちにお願ひしたいと、私もそう思います。実は、赤平議長ともいろいろ調整をしながら天王の主張というものはありましたけれども、やはり昭和、飯田川の意向も酌み交わしながら、今の赤平議長の言うような、小林さんが言うようなことになっていきますので、一つ調整をして頂きたいと思います。

会 長（石川天王町長）

飯田川さん、再調整についてどうですか。

大澤委員（昭和町）

先程からそういうことで、もう一度、調整をして頂きたいという声でございまして、私もその点については賛成でございます。しかしながら、その前に、何回もそれをやっていたしかりなのか、お互いに今度の調整をした段階を皆さんが了解するというぐらいの腹構えを持って、決めて頂かないと、これは何回やるかわからないようなことになっていきますので、そこのところを会長、皆さんの確認を取りながら、調整をやって頂きたいというふうに思います。

会 長（石川天王町長）

わかりました。

千田委員（天王町）

私は、3町の町長さんたちが提案したものを出来るだけ尊重してもらいたいと思います。というのは、任期において、今まで一会計年度どうしてもこれを我々は見極めたいというようなことを、再三意見を述べて参りましたのでこれ以上はお話ししませんけれども、任期については先ほども言いましたように

再度調整するのではなくて、今の3町の町長の提案をあくまでも尊重して頂きたいと思います。

淡路委員（昭和町）

昭和の淡路です。先程、大澤委員からご提案のありました件に関して、非常に真摯なご意見だと思います。住民代表の一人として正副会長さんに委ねる以上、決定に全て委ねたいと考えております。3町の住民の方々は、一致しているかと私は認識しています。

会 長（石川天王町長）

それでは再調整といえますか、この意見が、まあもちろん尊重すべきであるという意見と、再調整すべき意見と、住民代表から6ヶ月という意見が出ました。ただし、再調整をするにしても、最大限尊重というような確認を得てからでなければ、我々何回やってもなんともなりません。そこら辺はしっかり確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

堀井委員（天王町）

お任せするということには最終的にはならざるを得ないわけですが、私ども1年半という在任特例というのは意味があって、一会計年度プラスアルファ、これが本来の議会の権能を果たせる姿だよということを確認に申し上げている訳ですから、6ヶ月をベースにして再調整ということになるのか、1年半というものを再調整になるのか、あるいは又11ヶ月というものをベースにして調整するのか、そこらについてある程度の方向を考えながら、確認しながら委ねるといふことにならないと、まったく白紙で特例期間を委ねるとなれば、これは又大変な不安を残すこととなりますよ。ですから、確かに委ねるといふことは、私どもはそれを了承するといふこと的前提になれば、まさしく良いわけですがけれども、事が今までの私どもの定数と今回の6ヶ月というものの隔たりがあまりにもありすぎまして、私どもは一任をもってこの協議会には出させてもらっておりますけれども、正直言ってやや不安を持っています。これは、いつも申し上げておりますとおり、すべて親議会の議決を経て合併というものが成就するわけですから、そういうふうな大きな側面もあるといふことを十分に深く参酌して頂きながら、再調整というものを委ねるといふことになるといふ思います。無条件となれば、これももう一度休憩して私共も整理させて頂きたいといふふうに思います。

会 長（石川天王町長）

はいどうぞ。

南都委員（昭和町）

昭和町の南都です。今、色々意見が出ましたけれども、私共住民の代表と致しましては、在任特例の中で速やかという言葉を使っております。今日は調整案が出まして、期限はという話になった訳ですが、我々が速やかな言葉の意味を6ヶ月以内くらいが速やかではないのかなと、そういう考え方を持っているということで、先程、天王の鈴木さんから期間をお話しして頂いた訳であります。我々としては、再調整になんら抵抗を示す訳ではありません。ただ、この後の3町長の協議の中では、我々の意を解してもらって、速やかという言葉がどこら辺に当てはまるのかといふところをきちっとまとめて答えを出して頂ければ非常にありがたいと思います。

会 長（石川天王町長）

それでは、調整に入ります。ただし、今言うようなことは条件とはしません。あくまでも、参考意見という形で、調整するといふことをご理解願いたいと思います。そして何度も申し上げますが、我々2回も別室に行く訳ですが、これを最大限尊重してほしいといふことを前提にして再調整したいと思っておりますが、いかがですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは暫時休憩にします。

暫時休憩（ 15 : 32 ）

会議再開（ 15 : 39 ）

会 長（石川天王町長）

それでは会議を再開致します。再調整の結果を申し上げますが、我々3人は先程の調整案を慎重にまた考えた結果、再調整の議員定数は22人、在任期間は11ヶ月と変わりありませんでした。以上ですが。

鈴木委員（天王町）

天王町の鈴木であります。私共も主張するだけ主張させて頂きましたし、今の調整案に対して同意致します。そして同時に又、決議を全会一致という形で決定して頂ければ幸いです。

会 長（石川天王町長）

今、天王の鈴木委員から再調整の案については賛成するという、できれば全会一致で認めて欲しいという意見がありますが、これについてご意見ありませんか。

門間委員（飯田川町）

飯田川から要望あったことについても、諮って下さい。

会 長（石川天王町長）

先程飯田川のほうで、調整についてはご意見が今の住民代表の含みにないということでありまして、持ち帰りたいたいというようなことについては議論してから決定をしたいと申し上げておりますが、この取扱いについてはどうしますか。飯田川の方では持ち帰りたいたいとしておりますが、そうすると継続ということになりますよ。

館岡委員（昭和町）

昭和の館岡ですけれども、飯田川町さんの方からは前から持ち帰りたいたいと出ていましたけれども、今、皆さん再調整案が出まして、議員22名、そして11ヶ月というのが出ました。そこで、ほとんど異議なしということなのですが、飯田川町の議員さんだけが持ち帰りたいたいというのであれば、なかなか前に進まない。いくなればまた継続協議となるのではないかなと私は懸念している訳でありまして、今日は出来るだけこのように何回も休憩を取りまして、皆さんが賛成しているのだから、飯田川町の議員さんは議会に帰ったら、こういうふうに決まったんだということを話して頂きたい。私はそう思いますが。

会 長（石川天王町長）

昭和町の館岡委員からは、今日は全会一致で決まったと、それを飯田川町さんの方の議会で説明してほしいと。こういうことですね。

門間委員（飯田川町）

私は協議会の委員としては、この全体の会議は尊重します。しかし、私のほうではやはりこの特別委員会があってそれに約束しているのです。この協議会で総意を持ち帰って来て下さいということで、お互いに特別委員会の委員と約束をしておりますので、その点長い日にちは必要ありませんので、私の町のために臨時協議会などをもし開催されるのであれば皆様に申し訳ございませんが、どうかそのところも含めて一つお願いします。

堀井委員（天王町）

会長、門間議長さん。お気持ちは大変よくわかりますが、法定で定められたこの協議会というステージと、私達もあなた達もそうであるように、各自治体の議会とはまた果たす権能が違います。ですから

少なくとも、この確認は確認として粛々と皆様から進めて頂いて、その結果を報告され、そしてどういう形をとるかはまた飯田川町議会の問題でありますから、それはそれ、これはこれという形の中で一つ態度を明らかにし、そしてこの会議というものが進むように今一度お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。違うと思いますよ、飯田川町議会とこの協議会というものは全然ベースが違いますし権能が違います。ここは、ここ法定で定められた協議機関としての使命を果たすわけでありますから、どうぞ今一つ、掘り下げて考えて頂けないでしょうか。これは大事なものですから、成熟した時に一気に皆さんで持って確認したいなという願望ですので、再考をお願いできればありがたいと思います。

会 長（石川天王町長）

暫時休憩します。

暫時休憩（ 15 : 44 ）

会議再開（ 15 : 45 ）

会 長（石川天王町長）

それでは協議会を再開致します。協議第15号の議会議員の定数及び任期の取扱いについては、定数は22人とし、合併日から11ヶ月間引き続き新市の議会議員として在任するという事を、全会一致で確認したいと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、議案第15号はそのように確認致しました。今日の確認月日をご記入下さい。

続きまして協議第16号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

淡路委員（昭和町）

昭和の淡路です。15号議案に関連しまして1つ要望なのですが、鈴木委員の方から住民委員の統一意見として、在任特例をおいた場合は原則として従来の報酬でということをお願いしております。そのところもひとつ勘案した形で進めて頂けないものかと。

会 長（石川天王町長）

報酬ですね。要望は要望として確かに聞き入れましたので、議事録に書いておきます。

それでは農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを再度議題と致します。説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは16ページをお願い致します。協議第16号は継続協議となっております、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

このことについて、ご意見がありましたらお願いします。農業委員会の定数と任期。この任期については統一の期日がありますので、これについては議会議員の定数と同等とするというような3町の農業委員会の考え方がありますので、これについて今、議会議員の定数が22人となりましたので、農業委員会の人数も22人としていいかということのご意見を伺いたいと思います。

淡路委員（昭和町）

昭和の淡路です。前回、事務局の方から農業委員会の定数及び任期の取扱いについての（案）が提案されております。原則、この提案が私としてはよろしいのではないのかなと考えておりますが、ぜひ協

議の方を深めて頂きたいと思います。

会 長（石川天王町長）

今、昭和町の淡路委員からは22人でいいというようなご意見ですが、この他にないでしょうか。20人以内ですか。すみません。

淡路委員（昭和町）

21ページに資料が載っております。これは（案）で事務局からの提案事項でありますので、その中では全国統一選挙の平成17年7月19日には、先程、石川会長がおっしゃったとおりだと認識しております。2番の農業委員の定数（選挙委員）は、20人以内というふうに原案が出ております。農業委員の定数は、選任委員6名という内容になっておりますので、私はこの案がよろしいのではないかとこのことを提案します。

会 長（石川天王町長）

これは、農業委員会の取扱いについての案でございますが、農業委員の定数と農業委員の選任委員というのがあって、選挙するのは20人以内。それで農協とか共済とかそういうような推薦でくるのは6名だということになって、それを合わせて22名ということではなかったですか。事務局どうですか。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは事務局よりご説明申し上げます。合計で22名ということでございますので、21ページの2番の農業委員会の定数は16となります。それから理由3番の、農業委員会の定数でございますが、市議会が推薦した学識経験者として旧町から各1名でございますので、3名ということになります。従いまして、16ページの方にちょっと戻って頂きます。2番でございますが、22名と同一と仮定した場合でございますが、新市の選挙による委員の定数は、人とするところが16人となります。従いまして、また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は3人とするということであります。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

すみません、事務局の説明で22名になりましたので、もう一度事務局から説明して下さい。

説明者（事務局長 幸村）

すみません、色々ありますけれども21ページをご覧下さい。21ページは以前、農業委員会の方から農業委員会の関係者で調整会議を開いて、農業委員会の意向を書いたところです。この中で、検討事項の1番目の委員の任期については皆さんご承知のとおりです。2番目の農業委員の定数と3番目の農業委員会の定数、これは2番目が選挙委員、3番目が選任委員となりますが、以前農業委員会の部会長さんからの報告ですと、選挙委員と選任委員とを合わせた委員の数を、議会議員の定数と同様のレベルにしたいというお話がありました。そういうことがありましたので、2番目の選挙委員がもし議会と同数の委員とする場合は、2番目の選挙委員が16名、3番目の選任委員が6名というふうになるようですので、その辺どうでしょうかというお話だと思います。いいでしょうか。

会 長（石川天王町長）

今の説明でわかりましたか。

堀井委員（天王町）

農業委員会のこの定数等についても、議会の定数が決まらずということでここまで継続されてきた経緯がありますので、議会の定数が22名と明確に確認した訳でありますから、これに沿って当局から提案がありました選挙による農業委員が16名、推薦が合わせて6名の22名で決定するべきだと思います。これが私の案であります。

会 長（石川天王町長）

その他にないでしょうか。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは確認します。16ページの調整案の、2.新市の選挙による委員の定数は、16人とする。また農業委員会等に関する法律第12条の規定による選任による委員の定数は6人とする。これで確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの場合〕

説明者（事務局長 幸村）

事務局から当初出されたときは、選挙区のことにはちょっと検討されてなかったのですが、農業委員会の調整会議においてはできれば選挙区を設置して頂きたいという要望と言いますか、希望であります。その辺も含めて協議会で検討して頂きたいということで、前に部会長の方から報告がありました。

会 長（石川天王町長）

そうすると、法定協では調整案には書かないで、法定協の中で小選挙区になるか中選挙区になるか決めてほしいということですか。

説明者（事務局長 幸村）

それで、この中で選挙区制を取るとすれば、21ページをご覧ください。21ページの1番下の枠の中に、3.在任特例後と文面が書かれていますが、これには各選挙区の委員の定数、選挙区を設置して頂けるのであれば、こういう調整案を追加して頂きたいというものであります。

会 長（石川天王町長）

これは、要するに3町の選挙区ということと、天王・昭和・飯田川でそれぞれやるという2案があって、それを決めてほしいということですか。

淡路委員（昭和町）

昭和の淡路です。この件に関しては、当面旧町単位の選挙区を設置し、出来るだけ早く新市が一体化した形の選挙体制を取るべきではないのかということ、住民委員の会合の中で出た意見でございます。一考を頂ければと思いますが。

会 長（石川天王町長）

当面は小選挙区でいって、それで何年になるかはわからないけれども全体の選挙区にすると。こういう考えの訳ですね。その他にはないですか。

堀井委員（天王町）

36,000人の市が出来るということは、1日も早く垣根を取り払って、同じ思いを持って農業の振興にあたるべきだというふうな観点から、私は36,000人を全県一区にして選挙を行うべきだと。やはり成熟するまでというのも、これもまた曖昧なことでありますから、スタートから全体の中で選挙をして、公職選挙をもって選ばれる農業委員会でありますから、私は進むべきだとそう思います。

会 長（石川天王町長）

その他にないでしょうか。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

そうすると、住民代表の考え方でいくと、当面定数22のうちで農業委員会の農業者ですか、それに按分して天王から何人、昭和から何人、飯田川から何人というようなやり方だと。では、今そうすると

天王から何人で、昭和から何人で、飯田川から何人というのを決めないといけないのではないですか。

説明者（事務局長 幸村）

すみません、事務局から追加説明がございます。再度21ページをご覧頂きたいと思います。朗読致します。21ページの一番下の枠、3番と書かれているところがございますが、もし選挙区を設置して頂けるのであれば在任特例後、最初に行われる選挙はということにしておりますので、最初の1回のみということです。それから、農業委員会に旧町単位とする選挙区を設置する。小選挙区を設けるということです。ただし、各選挙区の委員の定数は16年3月31日確定した登録選挙人の数により調整するというものであります。以上です。

南都委員（昭和町）

昭和の南都です。最初からその話をして頂ければ非常によかったのですけれども、私達もその意見には賛成です。そういうことで、できればお願いしたいと思います。

会 長（石川天王町長）

農業委員会そのものの考えがこれなのですか。できれば第1回目の選挙は小選挙でやって、2回目からは全市一区でやってほしいという要望ですか。そういうことだそうですが、それではこの3番のとおりにしてもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは確認になりました。それでは16号は終わりました。

次に、協議第48号納税関係事業の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは、22ページをお願い致します。協議第48号は、継続協議となっております納税関係納税関係事業の取扱いについてでございます。前回の協議会において、淡路委員より納税貯蓄組合に対する補助金の状況につきまして、全県の状況の一覧表を資料として提出して頂きたい旨、要望がございましたので、県に資料提供をお願い致しましてその資料を添付しております。25ページをお願い致します。この資料の内容につきまして説明申し上げます。平成14年度実績によりますと69市町村においてすべて納税貯蓄組合は存在する訳でございますが、納税貯蓄組合に対する補助金を支給していないのが、昭和町と大湊村と東成瀬村でございます。平成16年度からは、飯田川町もこの中に入ります。昭和町も飯田川町も、納税貯蓄組合補助金相当分を町内会の補助金の中に組み入れまして、町内の納税組織の育成を図っている現況でございます。大湊村、東成瀬村につきましては、納税貯蓄組合に対する補助金は一切行っていない旨、内容を確認しております。以上でございます。

提案内容については22ページでございます。1.納税貯蓄組合補助金については、当面現行のとおりとし、新市において調整に努める。2.納税貯蓄組合連合会については、新市において統合できるように調整に努める。補助金については、新市において調整する。3.法人納税組合に対する補助金については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。4.確定申告納税相談については、当面現行のとおりとするということで、前回の説明内容と変わっておりません。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

淡路さんはいかがでしょう。

淡路委員（昭和町）

度々申し訳ございません。資料添付ありがとうございます。ただ、現行どおりという表現がありますが、いつまでのことを現行どおりという表現になっているのでしょうか。まず第1点目の質問としたい

と思います。2点目はそれに関連して、また質問をお願い致します。

説明者（専門部会：税務部会長 伊藤）

税務部会の伊藤でございます。よろしくお願い致します。調整案の中に当面現行のとおりという、当面ということで、出来れば3年位をめどに町内会の方に移行してもらいたいという考えでございます。

淡路委員（昭和町）

納税等に関する税の公平感とか平等感は、やはり新市にとって欠くことのできない重要な点だと思います。特に、潟上市という新しい新市は行政の効率性と財政の健全化を、全力をあげて推し進めるためには全国的にも補助金等の削減に努めるというのが、今とても重要なことと考えます。とするならば、今事務局から説明がありました、当面現行どおりとして3年位続くそういう状況であるならば、昭和町の住民だけではなくて飯田川住民の方の中にも不平等感が生ずるといふように、私だけが感じるのでしょうか。どうかこのことが、行政不信につながるようなことになり得ないように、もう少し公平な施策、その方針を出来るだけ早く実行して頂きたいものだなと。そういう調整案にして頂かないと、不公平感を旧町内の中で持つという感じを否めませんので、ご協議を続けて頂きたいなと思います。

会 長（石川天王町長）

この資料によって、昭和町さんも飯田川町さんも今年からは補助金は出していないと。ただし中身については、昭和さんも飯田川さんも町内会に応分の助成をしているということで、ただ天王町だけが補助金を出しているから天王町との不公平感がこの資料添付から見られますけれども、中身についてはやっている訳ですよ。ということですから、ただ、補助金は違法ということになっていますのでその辺の調整を今後3年間で調整して新市においてやるということですから、確かに資料面から見ると不公平感があるということに。それはそのとおりですが、中身については昭和町さんも飯田川町さんも従来どおり、町内会の方へお金を出しているということをご理解頂ければありがたいのですが。

淡路委員（昭和町）

よく分かりました。ぜひ、天王町さんも飯田川町さんも、もちろん昭和も今度は新市一体でありますから、自治会が活性化するようなそういう自治会自体がこれからの新市を形成するという意味では、出来るだけ速やかにそういう方向に施策を持っていくべきだということ、重ねて発言させていただきます。

会 長（石川天王町長）

わかりました。その他にないでしょうか。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようでございますので、協議第48号は原案のとおり調整、確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは確認となりました。確認月日をご記入下さい。

続きまして、協議第55号保育園・幼稚園事業の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明をお願い致します。

説明者（事務局長補佐 菅原）

26ページをお願い致します。協議第30号保育園・幼稚園事業の取扱いについて。保育園・幼稚園事業の取扱いについて次のとおり提案する。1. 保育料については、国の基準を原則に、合併時まで調整する。ただし、旧飯田川地区に居住する5歳児の保育料は、平成17年度は全額、平成18年度は2/3、平成19年度は1/3減免した金額とする。2. 特別保育事業については、新市において調整

する。3．幼稚園使用料については、天王町の例による。ただし旧飯田川町地区の幼稚園使用料については、幼保一体化を配慮し、保育料と同一とする。4．幼稚園奨励補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金については、現行のとおりとする。5．幼児バスの運行については、当面、現行のとおりとし、新市において運行経路等を検討するという調整内容でございます。

27ページをお願い致します。公立の保育園は現在、3町合わせまして8カ所ございます。保育料につきましては、各町において次の28ページにありますように、国の基準を原則として子育て支援、財政状況等を考慮致しまして、各町独自で保育料を算定しております。平成16年度の保育料の状況でございます。新市におきましても国の基準を原則と致しまして、合併時までに新市の保育料を算定するものであります。27ページに戻りまして、今現在、飯田川町におきましては、保育料と幼稚園使用料の5歳児の無料化をおこなっております。合併にともないまして、すぐにはこの制度を廃止するという訳には参りませんので、旧飯田川町地区に居住する5歳児の保育料に限り、平成17年度は全額、平成18年度は2/3、平成19年度は1/3減免をした保育料とするものでございます。次の特別保育事業の内容と致しましては、障害児保育は全部の園でおこなっております。0歳児の乳児保育につきましては、現在5園でおこなっております。一時保育につきましては、飯田川町の保育園でおこなっております。新市におきまして、保護者と児童の状況、保育士の状況等を考慮し、どの保育園でどのような特別保育事業を行っていくかは、新市において調整するものであります。29ページをお願い致します。公立の幼稚園につきましては、現在3幼稚園がございます。幼稚園使用料につきましては、天王町の例により、新市においても幼稚園使用料とするものであります。ただし、旧飯田川町地区の幼稚園使用料につきましては、飯田川町の幼保一体化を考慮し、保育料と同一とするものであります。次の幼稚園奨励補助金は、公立及び私立の幼稚園に通園する園児の保護者の皆様の負担を、少しでも軽くなるようにする幼稚園使用料の一部を軽減制度であります。現行のとおりとするものであります。また、第3子以降のお子さんと、第1子で1歳に満たない児童を保育園に通わせている方を対象に、保育料を免除する制度のすこやか子育て支援事業費補助金につきましても、現行のとおりとするものであります。幼児バスの運行につきまして、天王町におきましては、保育園・幼稚園に1台ずつ配備してございます。飯田川町の若竹幼児教育センターには2台配備してございます。幼児バスにつきましては、当面、現行のとおりと致しまして、新市において運行経路等を検討するものであります。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

今、説明ありましたことについて、ご意見ありましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないですか。それでは協議第55号については異議なしという声がありますので、原案のとおり確認になりました。確認月日をご記入下さい。

続きまして協議第56号、学校教育関係事業の取扱いについてを議題と致します。説明をお願い致します。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは、協議第56号の説明をする前に、1ヶ所ミスプリントがありましたので訂正をお願い致します。31ページでございます。昭和町の資料で、現況調査の上から9番目の育英会奨学金であります。3,440千円となっておりますが、正確には13,440ですので、誠に申し訳ございませんでした。1を3の前に入れて頂けますでしょうか。それでは説明を致します。

30ページをお願い致します。協議第31号、学校教育関係事業の取扱いについて。学校教育関係事

業の取扱いについて、次のとおり提案する。１．奨学金貸付事業については、当面、現行のとおりとし、新市において速やかに統合できるよう調整に努める。２．修学旅行助成事業については、合併時に廃止する。３．要保護・準要保護児童生徒就学援助及び特殊教育就学奨励制度については、現行のとおりとする。４．学校給食については、現行のとおりとする。５．遠距離通学費補助事業については、合併時に廃止する。それでは、３１ページをお願い致します。奨学金制度についてでございますが、経済的な理由で高校等への就学が困難な生徒に奨学金を貸し付ける事業を３町共行っております。貸付制度の方式と育英会奨学基金残高等に違いがございますので、当面現行のとおりとし、新市において速やかに統合できるように調整に努めるものでございます。３２ページをお願い致します。修学旅行助成金につきましては、修学旅行時に児童と引率の教師に対し、表にありますように補助金を支給しておりましたが、合併時に廃止するものでございます。次に、経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村及び国が援助することによって、等しく教育を受ける権利と機会を与え、義務教育の円滑な実施に役立てる制度であります。要保護及び準要保護児童生徒の就学援助制度は、現行のとおりとするものでございます。また小、中学校の特殊学級に在籍する児童生徒に対して、市町村が特殊教育就学奨励費補助金制度により、保護者の負担能力の程度に応じておまして、就学に必要な経費の一部を援助する、特殊教育就学奨励費補助金につきましても、現行のとおりとするものであります。次の学校給食は各学校とも週５日の完全給食制の単独校調理場方式でございます。新市におきましても現行のとおりとするものであります。遠距離通学費補助金につきましては、昭和町地区におきまして現在児童２名が対象となっておりますが、これを合併時には廃止するものでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

只今ご説明がありましたこのことについて、ご意見ありましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようでございますので、協議第５６号については原案のとおり確認になりました。確認月日のご記入をお願いします。

続きまして協議第５７号、年始年末の休日の取扱いについてを議題と致します。説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは３３ページをお願い致します。協議第５７号、年末年始の休日の取扱いについて。年末年始の休日の取扱いについて、次のとおり提案する。新市の年末年始の休日は、１２月２９日から翌年の１月３日までの日とするという調整内容でございます。次のページをお願い致します。３町の年末年始の休日の現況を表にしております。新市の年末年始の休日につきましては、１２月２９日から翌年の１月３日までとする調整案でございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

協議第５７号について、ご質問ありますか。

小林委員（昭和町）

昭和町の小林です。年末年始の休日の取扱いについては、調整案は１２月の２９日から翌年の１月の３日までというふうになっております。ただ調整内容の現況を見ますと、天王町と飯田川町は調整案どおりでございますけれども、昭和町の場合は、実は１２月３１日から１月５日までとなっております。これは平成１３年の３月に民間に合わせる形で、現状に合わせる形で改正していた経緯がございます。町民生活や民間企業に合わせて、つまりは町民と一緒に働き休むという経緯でこのように改定をした

ものでありまして、私共議会人もこれに賛成して現在施行されている部分であります。この件に関しまして、協議結果等について説明を願えればありがたいと思っております。つまり何が言いたいのかと申しますと、県や国の基準に合わせるのかと。それよりは、その町の自治体独自のやり方で年末年始を決めていけばいいのかという原点な訳です。お願いします。

会 長（石川天王町長）

この件については、前回の法定協に提出すべき、正副会長に原案を持って来ました。私達は、今昭和町の小林委員がおっしゃったように改正しているというようなことで、もう一度考えを練り直して統一するというので前は提出しませんでした。今回は、今言ったように県の方に合わせるというようなことで、例えば昭和町さんの方では13年に変えて、今合併でも変えたら朝令暮改ではないかというようなご意見もあるのではないかと。こういうような意見はもう出ました。それで、昭和町さんのご意見をお聞きして、このように統一するものは統一してもいいのではないかとということで、今回提案した次第です。基本的な考え方は国、県に合わせると。いいですか。後はありませんか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第57号については原案のとおり確認されました。確認月日をご記入願います。

次に、協議第58号を議題と致します。これは、今議題とする前に正副会長ともよく相談しましたが、内容等もございますので今日はあらかた概要だけを説明して、次回からは具体的に質問を受けるということにしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それではそのようにして、概略説明だけをお願いします。

説明者（事務局長補佐 村山）

協議第58号、新市建設計画(案)について次のとおり提案する。別紙水色の資料の新市建設計画(案)をご覧ください。1ページ第1章、序論。合併の必要性ですが、日常生活圏の広域化や少子高齢化の進行、地方分権の進展など6項目が記載されています。3ページをお願い致します。計画策定の方針ですが、この内容は、平成15年8月27日の第3回合併協議会において確認された新市建設計画策定方針と同じでございます。3町の合併後の新市建設を、総合的かつ効果的に推進することを目的とし、3町の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図ると共に、地域の均衡ある発展に資するよう配慮して策定しております。計画の構成ですが、新市における将来指標の見通し、基本方針、主要施策・事業、公共施設の統合整備及び財政計画を中心に構成しております。計画の期間は合併後10年間とし、3町が現在策定している基本構想や国、県の計画などとの整合性を図りながら、3町で行った住民意識調査、住民説明会や、アンケート調査、新市建設計画検討委員会などによる住民の意見をくみ取り、将来を展望した長期的視野に立ち定めておりますが、具体的な内容等については、本計画に基づき、新市において作成する基本構想等に委ねるものとします。4ページから9ページまで地域の現況として地勢と沿革、人口・世帯、産業構造、公共施設等が記載されております。

10ページをご覧ください。第3章、新市建設の基本方針ですが、新市の将来像を、生き生き36000の夢づくり、一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市と設定しております。第2節、将来像の実現に向けた新市のまちづくりの基本目標として、環境と調和し快適で安らぎのあるまち、安心して楽しく健やかに暮らせるまちなど5項目を設定しております。13ページからは、土地利用の現状と土地利用の方向が記載されております。各種土地利用関係法や諸制度に基づき計画的・総合的な土地利用対

策を推進することとしております。14ページ、エリア別整備方針ですが、4つのエリア別に分類し、それぞれの区分における土地利用の方向性を定めております。第4節、主要指標の見通しですが、新市の将来の人口は、平成27年には38,000人程度になると見込まれています。また年齢別人口の構成比では、少子高齢化は一層進むことが見込まれています。また、16ページから17ページには産業として、就業人口、産業別純正産額、住民一人当たりの所得推計が記載されております。

18ページをお願いします。第4章、新市の主要施策ですが、将来像と基本目標、施策の大綱を次の図のように進めていくこととしております。基本目標の1つ目は、環境と調和し快適で安らぎのあるまちです。施策の大綱の1つめは、自然環境の保全です。環境基本計画の策定、水と緑の保全、環境学習の推進など自然環境の保全に努めます。2つめは、道路の整備です。主要幹線道路や、地域の一体性を確保する生活道路など整備をします。3つめは、公共交通の充実です。鉄道の利便性の向上やマイタウンバスの運行拡充などバス路線の整備に努めます。4つめは、市街地の整備です。都市計画マスタープラン策定による都市基盤の整備や快適な都市景観づくりを推進します。5つ目は、上下水道の整備です。未給水地域への延伸や老朽管更新、また、各地域、地形にあった污水处理施設整備を進めます。6つめは、住環境の整備です。公営住宅の整備、優良宅地の整備、住居表示を整理する取り組みなどを進めます。7つめは、公園・緑地の整備です。8つめは、衛生環境の整備です。ごみの発生や排出抑制、ごみ処理場の設置、墓地公園の整備などを進めます。9つめは、消防・防災・交通安全の推進です。災害に強いまちづくりを進めるほか、交通安全施設等の整備を進めます。

25ページ、基本目標の2つ目は、安心して楽しく健やかに暮らせるまちです。施策の大綱の1つめは、保健・医療の充実です。生活習慣病の予防・健康増進事業の推進や疾病・介護予防の推進、保健・医療・福祉の総合的なサービスを実施します。2つめは、社会福祉の充実です。福祉事務所を設置するほか、福祉施設の整備や自立生活の支援等に努めます。3つめは、子育て支援の充実です。子育て支援センターの設置や保育サービスの充実など、すべての子どもが健やかに育つ地域をつくっていきます。4つめは、地域福祉の充実です。福祉サービスを必要とする人達を地域の中で支えあう環境づくりを進めます。5つめは、保険事業の充実です。相互扶助の仕組みを充実させ、関係機関と連携し、円滑かつ安定した運営を図ります。

29ページ、基本目標の3つ目は、活力と創意工夫で豊かに暮らせるまちです。施策の大綱の1つめは、農林水産業の振興です。担い手の育成、農業や漁業の生産基盤の整備など農林水産業の振興に努めます。2つめは、商工業の振興です。中心市街地の活性化、経営基盤の強化と人材の育成などを進めます。3つめは、観光・レクリエーションの振興です。各種観光施設の整備・連携、イベントの充実など滞在型観光を促進します。4つめは、起業の促進・支援です。コミュニティビジネスやベンチャービジネスなどの誕生・成長を支援します。

33ページ、基本目標の4つ目は、生涯学び心豊かな人を育むまちです。施策の大綱の1つめは、生涯学習の推進です。学習環境基盤の整備や学習環境の充実などに努めます。2つめは、幼児・学校教育の充実です。教育施設・環境の整備や小中学校の教育内容の充実、学童保育の充実などの青少年の健全育成に努めます。3つめは、文化・スポーツの振興です。施設の整備、芸術文化活動の推進、生涯スポーツの振興など文化・スポーツに気軽に親しめる環境づくりを進めます。

36ページ基本目標の5つ目は、ともに支え温かにふれあえるまちです。施策の大綱の1つめは、地域コミュニティの推進です。町内会等コミュニティ活動の推進や市民活動の支援を行います。2つめは、男女共同参画社会の形成です。女性が社会参加しやすい環境づくりを進めます。3つめは、地域間・国際交流の推進です。4つめは、ホームページなどによる情報発信の充実、情報通信網の整備、IT講習会

の開催などを進めます。38ページからは、将来像を実現するための基本的な考え方を記載しております。住民を主役としたまちづくりを進め、まちづくりにかかる行財政コストを削減していく必要があることから、次の3点に留意したまちづくりを進めることとします。1つ目は、住民組織と行政との関係の再構築です。2つ目は、市民活動の促進です。3つ目は、行財政運営の効率化です。財政の健全化を図り、組織改革の推進などを進めます。

40ページからは、特に重点的に取り組む施策を新市まちづくりの重点プロジェクトとして位置づけ、新市の将来像に合わせ設定しました。生き生きに対し、活力ある元気なまちづくりプロジェクト。36000の夢づくりに対し新市一体化プロジェクト。一人ひとりが輝くに対し新市を担う人づくりプロジェクト。人と環境に優しいに対し豊かな環境を守るプロジェクトの4つのプロジェクトを設定しました。

41ページの活力ある元気なまちづくりプロジェクトとしての1つ目は、地域産業の活性化の推進です。産地づくり対策事業の充実、土地改良事業の推進など5事業を設定しております。2つ目は、子育て支援の充実と男女共同参画の推進です。子育て支援センターの設置、男女共同参画推進条例の制定、幼保一体施設の建設など5事業を設定しております。3つ目は、福祉・保健サービスの充実です。福祉事務所の設置や宅介護支援センター等の運営など5事業を設定しております。

42ページの新市一体化プロジェクトとしての1つ目は、都市計画マスタープランの策定です。2つ目は、道路の整備と公共交通の充実です。新市の一体化を図るため、各地域を結ぶ幹線道路や生活道路の整備を進めます。また、マイタウンバスの運行拡充や駅舎の複合施設化を図ります。3つ目は、情報化の推進です。行政防災無線の整備、地域イントラネットを活用した行政相談や健康福祉相談システムの構築など4事業を設定しております。4つ目は、庁舎の建設です。機能の集約や統合による事務の効率化を図るため、本庁方式による新庁舎を建設し、現庁舎を地域バランスや住民ニーズに応じた機能を持たせるなどの利活用方法を検討します。

43ページの新市を担う人づくりプロジェクトとしての1つ目は、地域コミュニティづくりの推進です。町内会等地域自治組織の育成支援やまちづくりリーダーの育成、集会施設等の整備・充実を図ります。2つ目は、文化・交流施設の整備です。公民館等の整備改修、文化・交流施設の整備を進めます。3つ目は、学習環境の充実です。学校間コミュニケーションシステムによる交流授業の実施や中学生の海外派遣事業の推進、小中学校舎の改築・改修などを進めます。

44ページの豊かな環境を守るプロジェクトとしての1つ目は、環境基本計画の策定です。豊かな自然環境の保全と活用を図っていくため、環境基本計画の策定、環境学習の推進や環境マップの作成、ごみ減量化推進事業を進めます。2つ目は、ごみ処理施設・リサイクルプラザの整備です。湖南地区衛生センターの施設本体の老朽化に対処するため、新たな廃棄物処理施設を建設し、併せてリサイクルプラザを整備します。3つ目は、定住環境の整備として、優良住宅地、公園や緑地、上下水道の整備を進めます。

45ページには第5章 新市における県事業の推進として、秋田県が主体的に実施する主な県事業がここに記載されることとなります。現在、県と協議調整中であり、内容が確定次第、協議会にお示しすることとなります。

47ページ、第6章公共施設の適正配置と整備ですが、同種の役割・機能を有する公共施設の統廃合については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域バランス、財政事情等を考慮し逐次検討し、統合整備を進めることとします。なお、新市の庁舎については、分庁方式を採用し、各庁舎に総合窓口センターを設置し、必要な機能の整備を図ります。また、新庁舎は本庁方式により天王町地内に建設することとし、位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮して選定し、合併特

例債の適用を受けられる期間中に建設するものとします。

続きまして、財政計画をご説明致します。

説明者（事務局次長 渡辺）

財政計画についてご説明申し上げます。48ページをお願い致します。財政計画は、歳入、歳出の項目ごとに過去の実績や経済情勢、人口推移等を勘案して、合併後10年間について普通会計ベースで作成しております。ここで、普通会計ベースと申しますのは、地方公共団体の基本となる会計で公共事務にかかる一切の経費が計上される会計をいいます。これに対して、公共下水道会計とか国保会計などの特定の事業を経理するために設置される会計を、公営事業会計といいます。一般的には地方財政の数値をはかる際には普通会計が使われます。この後のページの建設計画の末尾に、これらの財政用語の解説を添付しておりますので、合わせてご覧頂きたいと思っております。

財政計画の作成にあたっては、健全な財政運営を行うことを基本に、合併に伴う経費の節減、国・県からの財政支援措置及び合併後の新市建設に必要な経費等を勘案し推計しています。なお、財政計画については、今後、直ちに県との協議、すりあわせに入りますので、歳入部分を中心に若干の修正が必要となる場合があります。その場合には再度ご協議頂くことをあらかじめご了承お願い致します。

次に推計の前提条件についてご説明致します。歳入につきましては、地方税については過去の実績を基礎と致しまして、配偶者特別控除の廃止、住民税均等割の引き上げなど、予定されている税制改正や所得の見直し等を勘案して推計しております。

地方交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）と書いておりますが、通常合併して一つの市になると行財政の効率化が図られることから、交付税の額も少なくなることとなりますが、特例によりまして合併後10年間は3町別々に計算して、合併しない場合と同じ額の交付税を交付するという制度でございます。それによって算定致しまして、合併に係る支援措置分、約9億2千万円や、合併特例債の償還分に係る交付税措置分等を見込んで算定しております。

分担金及び負担金、使用料、手数料につきましては、過去の実績及びこの合併協議の確認事項に基づき推計しております。

国庫支出金及び県支出金につきましては、過去の実績や建設計画等における、補助事業に係る補助基準等を踏まえ推計しています。また、国・県の財政支援である合併関係補助金等、国が3.3億円、県が6億円を見込んで算定しております。

地方債については、新市建設計画に基づく事業を対象に合併特例債、約123億7千万円を見込んでございます。この他に通常一般債や、臨時財政対策債等を見込んでいます。

歳出につきましては、人件費については退職者の補充抑制による一般職の削減、及び特別職の減分を見込んでおります。一般職につきましては、退職者の概ね3分の1程度の補充で、10年間で約70名程の減を見込んでおります。

物件費については、賃金や旅費、公債費、需用費等でございますが、合併に伴う経費の削減ということで、10年間で2割程度削減することで見込んでございます。

扶助費については、過去の実績等に基づき算定致しまして、新たに実施する生活保護費、児童扶養手当等分を加算して見込んでいます。

補助費については、過去の実績等に基づき推計しています。

普通建設事業費については、新市建設計画に基づく事業及びその他の経常的な事業を見込んでおります。建設事業費は、10年間で総額190億円の事業費を見込んでございます。

公債費については、地方債の元金の償還、利子の支払いの経費でございますが、合併前の借り入れの

償還予定額に、新市建設計画に基づく新たな借りに係る償還額を加算しております。

積立金については、特例債による基金造成の他、庁舎建設基金の造成を見込んでおります。

これらの前提で、平成26年度までの10年間の歳入歳出を表にしたものを、50ページと51ページに掲げてあります。10年間合計の予算規模は1,256億8千万円と推計しております。合併後も国の三位一体改革等により厳しい財政運営となることが想定されますが、行財政の効率化による一層の歳出削減を進め、事業の実施に当たっては補助金や合併特例債等を活用することで、健全な財政運営を行っていくこととしております。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

新市建設計画につきましては、先程も申し上げましたが今日は概要説明ということで、次回以降協議したいと思いますので今日は継続協議と致したいと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第58号は継続協議となりました。

続きまして、次回の開催日についてを議題と致します。

説明者（事務局長 幸村）

そうすれば36ページをお願い致します。次回の開催日についてであります。第14回合併協議会の開催日については、5月20日に天王町福祉センターにおいて開催致します。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

予定された次第は終わりました。本日は、議員の定数と任期の調整案についてご協力頂きましたことを重ねてお礼申し上げます。本日の会議を終わります。ご苦労様でした。